

# 市町村交付金事業の概要

## ■新市町村振興宝くじ（ハロウィンジャンボ宝くじ）市町村交付金

北海道から交付される新市町村振興宝くじ（ハロウィンジャンボ宝くじ）の収益金及び同宝くじの前年度時効金を合わせて、札幌市を除く全道市町村に交付する。

- ・ 交付基準： 交付額の4割に相当する額を各市町村に均等に配分する均等割と6割に相当する額を各市町村の人口数に応じて配分する人口割により、それぞれ市町村毎に算定して得た合算額
- ・ 交付金額： 北海道から交付された全額
- ・ 交付時期： 2月中旬
- ・ 交付期間： 平成13年度～

## ■市町村振興宝くじ（サマージャンボ宝くじ）市町村交付金

北海道から交付される市町村振興宝くじ（サマージャンボ宝くじ）の収益金及び同宝くじの前年度時効金並びに貸付償還元金を積み立てている基金の一部を取り崩し、札幌市を除く全道市町村に交付する。

- ・ 交付基準： 新市町村振興宝くじ（ハロウィンジャンボ宝くじ）市町村交付金と同じ
- ・ 交付金額： 5億円
- ・ 交付時期： 10月下旬
- ・ 交付期間： 令和2年度～令和5年度（令和6年度以降については別途検討）

## ■市町村振興宝くじ（サマージャンボ宝くじ）市町村交付金加算額（令和3年度創設）

市町村振興宝くじ（サマージャンボ宝くじ）の販売促進を図るため、取組実績に応じて市町村交付金の交付額に一定額を加算する。

- ・ 交付基準
  - 1 広報誌等による広報宣伝  
市町村が、全国市町村振興協会が作成するサマージャンボ宝くじの広報素材や広報用フレーズを活用するなどして、6月下旬から宝くじ発売最終日までの間に、市町村が発行する広報誌等に販売促進に向けた広告を掲載した場合
  - 2 特設売場の設置  
市町村が、全国市町村振興協会が募集するサマージャンボ宝くじの「特設売場」に応募し、特設売場を設置した団体が、次のいずれの条件も満たす販売実績をあげた場合
    - ① 販売実績の消化率（販売実績枚数÷申込枚数）が25%以上であること
    - ② 販売枚数が500枚以上であること
- ・ 交付金額： 上記1 1市町村当たり、交付金に10万円を加算  
上記2 1市町村当たり、交付金に30万円を加算
- ・ 交付時期： 10月下旬
- ・ 交付期間： 令和3年度～令和5年度（令和6年度以降については別途検討）

## ■市町村振興宝くじ（サマージャンボ宝くじ）市町村交付金【地域活動推進特別支援交付金】

新型コロナウイルス感染症の拡大により停滞した地域経済の活性化や地域活動の再開に向けた市町村の取組を支援するため、地方財政法32条に規定する事業のうち、特に第1号、第5号及び第7～8号に基づく事業（別紙参照）に対し交付する。

- ・ 交付基準： 新市町村振興宝くじ（ハロウィンジャンボ宝くじ）市町村交付金と同じ
- ・ 交付金額： 5億円
- ・ 交付時期： 10月下旬
- ・ 交付期間： 令和4年度限り